

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（デジタル庁社会共通機能グループ）

項目名	マイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載に伴う本人確認措置等に係る所要の措置								
税目	所得税、消費税等								
要望の内容	<p>カード代替電磁的記録の新設に伴い、所得税、消費税等の税制手続における本人確認措置等に係る所要の手当てを行うこと。</p> <table border="1" data-bbox="901 833 1505 1003"> <tr> <td data-bbox="901 833 1230 891">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1230 833 1505 891">— 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 891 1230 949">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1230 891 1505 949">（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 949 1230 1003">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1230 949 1505 1003">（ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	— 百万円								
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）								
（改正増減収額）	（ — 百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>マイナンバーカードに係る機能をスマートフォンに搭載し、スマートフォンだけでマイナンバーカードと同様に本人確認ができる「カード代替電磁的記録」を用いた本人確認等の仕組みを設けることで、税制手続に係る国民の負担軽減を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）」（公布後1年以内に施行予定）によりカード代替電磁的記録を新設したところ、国民の利便性向上のため、官民様々な場面における本人確認においてカード代替電磁的記録を利用できるようにすることが必要なことから、税制手続における本人確認書類に係る所要の措置を行う必要がある。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策1 デジタル社会の形成に関する施策の推進 政策2 マイナンバー制度の推進
		政策の達成目標	カード代替電磁的記録の普及及び利活用促進並びに国民の利便性向上
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	スマートフォンを所有する者に適用されることが見込まれる
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	スマートフォンだけでマイナンバーカードと同様に本人確認ができる仕組みを設けることにより、税制手続に係る国民の負担軽減につながる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本措置は、税制手続に係る国民の負担軽減に資するものであり、妥当である。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>本件に関しては、今年度が初めての要望である。</p>	

令和7年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（デジタル庁社会共通機能グループ）

項目名	預貯金口座付番制度におけるマイナンバーの告知等に係る所要の措置		
税目	所得税等		
要望の内容	<p>新たな預貯金口座付番制度^{（注）}に基づき付番された個人番号について、税法上の告知等の要件を満たすよう所要の措置を講じること。</p> <p>また、同制度に基づき金融機関が取得した最新の氏名等について、税法上の告知等の要件を満たすよう所要の措置を講じること。</p> <p>（注）「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号）」（以下、「口座管理法」という。）に基づく制度。</p>		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 新たな預貯金口座付番制度に基づき付番された個人番号について、税法上の告知等の要件を満たすよう所要の措置を講じること等により、当該制度を円滑に実施すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 現行、一定の税法上の手続において、預貯金者は金融機関に個人番号や氏名、住所等を告知し、金融機関は当該告知があった場合には、本人確認を行い、本人確認をした旨を記載又は記録した帳簿書類を保存しなければならないこととされている。</p> <p>新たな預貯金口座付番制度により、2024 年度末頃に預貯金者は1つの金融機関又はマイナポータルから預金保険機構を介して一度に複数の金融機関の口座へ付番することが可能になるが、かかる場合には預貯金者が金融機関に直接個人番号を告知していないため、税法上の告知等の要件を満たさず、改めて告知等の必要が生じる。</p> <p>また、金融機関は、新たな預貯金口座付番制度により預貯金者の最新の氏名等について、預金保険機構を介して取得できるが、かかる場合には預貯金者が金融機関に直接預貯金者の最新の氏名等を告知したものではないため、税法上の告知等の要件を満たさず、改めて告知等の必要が生じる。</p> <p>したがって、新たな預貯金口座付番制度に基づき付番された個人番号について、税法上の告知等の要件を満たすよう所要の措置を講じること等により、国民に生じうる負担を解消する必要がある。</p> <p><参考> デジタル社会の実現に向けた重点計画（2024年6月21日閣議決定）【抜粋】 第3 重点政策一覧</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○[No.1-10] 預貯金口座付番の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2024年4月1日の口座管理法施行により、同法に基づく自金融機関での預貯金口座付番を開始した。他金融機関を含めた預貯金口座付番及び災害時・相続時口座照会については、マイナンバー検証機能※の導入に伴うシステム開発完了後の2024年度末頃に開始する予定。 ・ ※申請者から提示を受けたマイナンバーを用いて、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から取得した情報と申請者情報を照合し、申請者とマイナンバーの紐付けの真正性を検証する機能。 <p>具体的な目標：他金融機関を含めた預貯金口座付番及び災害時・相続時口座照会の開始（2024年度末頃）</p> <p>主担当省庁：デジタル庁</p> </div>	
	今回の要	合理性

	政策の達成目標	新たな預貯金口座付番制度に基づき付番された個人番号について、税法上の告知等の要件を満たすよう所要の措置を講じること等により、当該制度を円滑に実施すること。	
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	口座管理法に基づき預貯金口座への個人番号の付番の申出等を行う預貯金者や同法に基づき個人番号の通知を受ける金融機関等に適用される見込み。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	新たな預貯金口座付番制度に基づき付番された個人番号について、税法上の告知等の要件を満たすよう所要の措置を講じること等により、国民に生じうる負担が解消され、円滑な制度実施が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	新たな預貯金口座付番制度に基づき付番された個人番号について、税法上の告知等の要件を満たすよう所要の措置を講じること等により、国民に生じうる負担が解消され、当該制度の円滑な実施に資するため妥当である。
特別措置の適用実績	この租税特別措置の適用実績	—	

	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	本件に関しては、今年度が初めての要望である。	